

## 第7章

# 歴史的風致形成建造物の 指定の方針

## 1 歴史的風致形成建造物の指定の方針

津山における歴史的風致形成建造物は、重点区域において、歴史的風致を形成し維持向上を図る上で必要性が認められるものを指定する。具体的には、城下町津山の歴史が息づく町家・武家屋敷・寺社建築、特に歴史的な価値が認められる近代の建築物を指定するものとする。また、歴史的価値が認められる石垣、門、橋梁、塀などの構造物等も指定の対象とする。なお、市の指定文化財や国の登録有形文化財（建造物）については、特に積極的な指定を検討し、歴史的風致の維持向上に努めるものとする。民間所有の建造物については、所有者等の合意が得られた時点で指定を検討する。

### 歴史的風致形成建造物の指定基準

重点区域内における国指定文化財を除く歴史的建造物等で、以下のいずれかに該当するもの。

- ①意匠、形態、技術性がすぐれているもの。
- ②歴史性、地方性、希少性等の観点から保存が必要なもの。
- ③重点区域の歴史的風致向上のために必要なもの。（外観、活動等）

ただし、以下の条件を満たすものとする。

- ・概ね築 50 年以上経過したものであること。
- ・所有者、管理者等により、今後当該建造物の適切な維持管理が見込まれ、かつ歴史的風致の維持向上に資するための一般公開等の諸活動が継続的に行われる見込みがあること。

### 歴史的風致形成建造物の対象

#### ①文化財

- ・文化財保護法第 57 条第 1 項の規定に基づく登録有形文化財、同法第 132 条第 1 項の規定に基づく登録記念物、及び重要文化的景観による選定及び届出等に関する規則（平成 17 年文部科学省令第 10 号）第 1 条第 2 項第 6 号の規定に基づく文化的景観における重要な構成要素。
- ・岡山県文化財保護条例（昭和 50 年条例第 64 号）第 4 条第 1 項の規定に基づく県指定重要文化財及び同条例第 31 条第 1 項の規定に基づく県指定史跡名勝天然記念物。
- ・津山市文化財保護条例（昭和 30 年条例第 12 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく市指定重要文化財。

#### 岡山県近代化遺産

概ね幕末期から第二次世界大戦終了時にかけて、我が国が近代化を遂げる途上において、近代化手法を用いて建造された産業・交通、土木等にかかわ

る建築物・土木構造物など（平成 15～16 年度調査実施）。

## ②その他

- ・景観法に基づく重要景観建造物、景観重要公共施設。
- ・『津山の町並』に記載されている建築物。  
津山市に所在する文化財調査の一環として、近世津山城下町を構成するもののうち、特に武家屋敷・町家（商家）をとりあげたもの。奈良国立文化財研究所が調査。（昭和 56～57 年）
- ・『津山城東の町並』に記載されている建築物。  
城東地区の歴史的町並を保存し、後世に伝えるため、文化庁の補助金による伝統建造物群保存地区調査として、津山市が実施。調査主体は奈良国立文化財研究所（平成元年）
- ・津山城の遺構（史跡範囲外）等、伝統的な意匠で建築された建造物等で、重点区域の歴史的風致の向上に寄与すると認められたもの。
- ・『津山城西の町並』に記載されている建築物。  
城西地区の伝統的な建造物の歴史的な価値をあきらかにするための実態調査として、津山市が実施。調査主体は奈良国立文化財研究所（平成 29 年～30 年）

## 歴史的風致形成建造物の解除基準

次のうち一つに該当した場合は、歴史的風致形成建造物の指定を解除する。

- ①当該歴史的建造物が国の重要文化財建造物等に該当するに至った場合、または、滅失、毀損等の理由により、歴史的風致形成建造物の指定の理由を失った場合。
- ②津山市における歴史的風致形成建造物の指定方針を満たさなくなった場合。

## 歴史的風致形成建造物の再指定

1 期計画において歴史的風致形成建造物に指定された建築物・構造物等は計画期間満了に伴い、指定の効力は失効する。そのため、2 期計画においては 1 期計画で指定されていたものも含めて、新たに歴史的風致形成建造物指定候補とする。

## 2 歴史的風致形成建造物及び指定候補一覧

### 歴史的風致形成建造物

指定番号	名称 (所在地)	指定日	所有者	築年	指定理由	関連する 歴史的風致
1	みやがわもんあと 宮川門跡石垣 (津山市山下) 	令和4年 1月1日	津山市	江戸時代	<b>国史跡</b> 津山城の外周にあった6箇所の門の1つである宮川門の北側に建造された東西60mの石垣。石垣上に建つ屋敷から歴代藩主が津山だんじりを見物した記録が残るなど、津山の祭り文化とも密接につながる遺構である。	津山まつりに見る 歴史的風致
2	やいでんまんぐう 八出天満宮本殿 (津山市八出) 	令和4年 1月1日	法人	寛永14年	<b>市指定重要文化財</b> 寛永17年(1637)に森忠政が再建し、森長継の時代に修復。吉井川をはさむ城東地区からも厚い信仰を集めていた。現在も春と秋の祭りなど、日常生活の中で地元の暮らしに溶け込み、学問の神様、菅原道真をまつる神社として多くの人が参拝する。	寺社群 に見る 歴史的風致
3	きゅうせのおはいだ 旧妹尾銀行林田支店 (津山市川崎) 	令和4年 1月1日	津山市	大正9年	<b>市指定重要文化財</b> 大正9年(1920)に銀行として建設された建物を昭和48年に津山市が取得。現在はギャラリーとして活用している。千鳥破風入母屋造り、天然スレート葺の大屋根で、神社風の建物。目の前の出雲往来では津山まつりの神輿神幸だんじり巡行が行われる。	津山まつりに見る 歴史的風致
4	えみ 江見写真館 (津山市山下) 	令和4年 1月1日	個人	昭和4年	<b>登録有形文化財</b> 明治初年(1868)に写真館初代が、津山松平家の重臣の永見国忠から技術と機材を受け継いで材木町で開業し、後に現在地に移転新築した。外観の特徴は立ちの高い2階天井や北面の屋根に達する高窓で、戦前の写真館建築の設計をよく残す。津山まつりの神輿神幸だんじり巡行が近傍で見られる。	津山まつりに見る 歴史的風致

指定番号	名称 (所在地)	指定日	所有者	築年	指定理由	関連する 歴史的風致
5	<small>きょうばしもんあと</small> <b>京橋門跡石垣</b> (津山市大手町) 	令和4年 1月1日	津山市	江戸時代	<b>市指定史跡</b> 津山城の外周遺構を確認できる唯一の場所。城の外周にあった6箇所の門の中でも、城下の中心に位置する京橋門は大手口とされた。歴代藩主が津山だんじりを城内に引き入れる際にもこの京橋門を指定していた。現在も津山だんじりコースとなっている。	津山まつりに見る 歴史的風致
6	<small>ちしんかん</small> <b>知新館</b> <small>きゅうひらぬまきいちろう</small> (旧平沼騏一郎別邸) (津山市南新座) 	令和4年 1月1日	津山市	昭和13年	<b>登録有形文化財</b> 昭和13年(1938)、第35代内閣総理大臣・平沼騏一郎の古希の祝いに、地元有志が生家のあった場所に武士の邸宅を復元・贈呈した。後に市に寄贈され、津山郷土館や市民の交流の場として利用。木造平屋建、瓦葺で、典型的な中級武士住宅の建造物。津山だんじり巡行コースが近傍を走る。	津山まつりに見る 歴史的風致
7	<b>津山郷土博物館</b> (旧津山市庁舎) (津山市山下) 	令和4年 1月1日	津山市	昭和4年	<b>登録有形文化財</b> 津山市制施行に伴い新庁舎として昭和8年(1933)の建設。同63年(1988)からは津山郷土博物館として利用。鉄筋コンクリート造としては市内でも草分け的存在で、昭和初期の典型的な官庁建築の特徴をよく表している。津山まつりの神輿神幸だんじり巡行コース沿道にある。	津山まつりに見る 歴史的風致

### 指定候補

番号	名称 (所在地)	所有者	築年	指定区分	関連する 歴史的風致
a	<small>きゅうたふちていながやもん</small> <b>旧田淵邸長屋門</b> (津山市田町) 	津山市	天保14年	『津山の町並み』記載建物	津山まつりに見る 歴史的風致

番号	名称 (所在地)	所有者	築年	指定区分	関連する 歴史的風致
b	旧中島病院本館 (津山市田町) 	津山市	大正 6 年	登録有形文化財	津山まつり に見る 歴史的風致
c	旧津山扇形機関車庫・転車台 (津山市大谷) 	J R西日本	機関車庫 昭和 11 年  転車台 昭和 5 年	岡山県近代化 遺産	鉄道に見る 歴史的風致
d	もりもとけいぞう 森本慶三記念館 きりすときょう (旧津山基督教図書館) (津山市山下) 	法人	大正 15 年	登録有形文化財	津山まつり に見る 歴史的風致
e	あけぼの旅館 (津山市戸川町) 	個人	明治初期	登録有形文化財	津山まつり に見る 歴史的風致
f	かくざんかん 鶴山館 (津山市山下) 	津山市	明治 4 年	伝統的な意匠 による建造物	津山まつり に見る 歴史的風致

歴史的風致形成建造物及び指定候補の位置

